

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市右京区花園扇野町地内			
路線名又は河川名等				
工事名	歩道整備工事(鹿ヶ谷嵐山線)			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	西部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	90.3
インターロッキングブロック舗装	m2	386	構造物撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、歩行者の安全確保と通行の快適性向上を図るために、老朽化した歩道舗装の更新を行うものである。 。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年8月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年8月	
基 準 適 用 年 月	2025年8月	
単 価 地 区	2601：Ⅰ 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	06：舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
Ⅰ C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
Ⅰ C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分	廃路盤材		m3	7,140	処分費	
舗装工	ブロック舗装工	インターロッキングブロック舗装	ブロック規格:特殊品 直線配置 厚6cm,敷材種類:砂(クッション用),敷材厚:30mm,施工規模100m2以上		m2	10,380	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分(平板ブロック)			m3	23,500	処分費	無筋の二次製品(天然骨材等を含む)として受入

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事(鹿ヶ谷嵐山線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
舗装		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	50					
残土処理工		式	1					
廃路盤材運搬	積込区分:機械積込, DID区間の有無:有	m3	50					
残土等処分	廃路盤材	m3	50					
舗装工		式	1					
ブロック舗装工		式	1					
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土, 75μm通過6%以下), 仕上り厚:50mm	m2	386					
上層路盤(歩道部)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生クラッシュレン RC-3 0, 仕上り厚:100mm	m2	386					
透水シート		m2	386				材料のみ	
インターロッキングブロック舗装	ブロック規格:特殊品 直線配置 厚6cm, 敷材種類:砂(クッション用), 敷材厚:30mm, 施工規模:100m2以上	m2	386					

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事(鹿ヶ谷嵐山線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	39				
インターロッキングブロック取壊し		撤去のみ, 100m2未満	m2	89				
積込(コンクリート殻)		インターロッキングブロック	m3	5				
特殊ブロック撤去		ブロック規格:平板ブロック300×300	m2	298				
積込(コンクリート殻)		平板ブロック	m3	3				
運搬処理工			式	1				
殻運搬 (インターロッキングブロック・ベースコンクリート)		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	44				
殻処分 (インターロッキングブロック・ベースコンクリート)			m3	44				
殻運搬 (平板ブロック)		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	3				
殻処分 (平板ブロック)			m3	3				
仮設工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事(鹿ヶ谷嵐山線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	B	人日	21					
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費		式	1					
現場環境改善費		式	1					
現場環境改善費（率計上）		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					

設計内訳書 (本01)

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工事名 歩道整備工事（鹿ヶ谷嵐山線）
工事場所 京都市右京区花園扇野町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（適用）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証

(中間前払金保証を含む。)について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第5条(現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 廃路盤材を適正に処分する。処分量や性状が設計条件に一致しない場合は、監督員と協議のうえ設計変更(土砂への変更等)の対象とする。
- 2 既設インターロッキングの撤去時、また平板ブロック下地のベースコンクリート(厚さ13cm程度)を取り壊した後の処分は、コンクリート殻(無筋)の区分で単価を計上している。色味等の理由により記載の施設で受入不可となった場合は、監督員と協議のうえ設計変更(二次製品への変更等)の対象とする。
- 3 起終点で既設ブロックの切断工が必要な場合は、監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。
- 4 掘削前に地下埋設物の位置・深さについて資料調査を行い、破損や事故防止に努める。
- 5 雨水が適切に処理されるよう縦横断勾配を適正に確保する。
- 6 地域住民への説明について、住民の理解と協力が得られるよう元請負人が誠意をもって対応する。その際、説明内容・日時を事前に監督職員に報告する。
- 7 施工の手順や時間帯について町内会等の地元説明が必要な場合は、発注者に協力する。
- 8 受注者は、工事お知らせビラの作成及び配布(監督職員が指示する範囲)を行う。
- 9 受注者は、所轄警察署との協議を踏まえて、交通規制の案内や安全対策を確実に行う。

第6条(施工時間)

昼間施工とする。

第7条(交通誘導警備員)

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

規制状況	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	交替要員の有無
昼間	1～3名	交通誘導警備員B 1～3名	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。
また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
ブロック舗装工	インターロッキングブロック舗装	インターロッキングブロック

第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

産業廃棄物	受入場所	備 考
インターロッキングブロック ベースコンクリート	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12、87-13	設計運搬距離 L = 10.4km
平板ブロック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺蔵道 13	設計運搬距離 L = 14.3km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松 78	設計運搬距離 L = 13.4km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

第 11 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 7 年 6 月 1 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第12条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第13条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

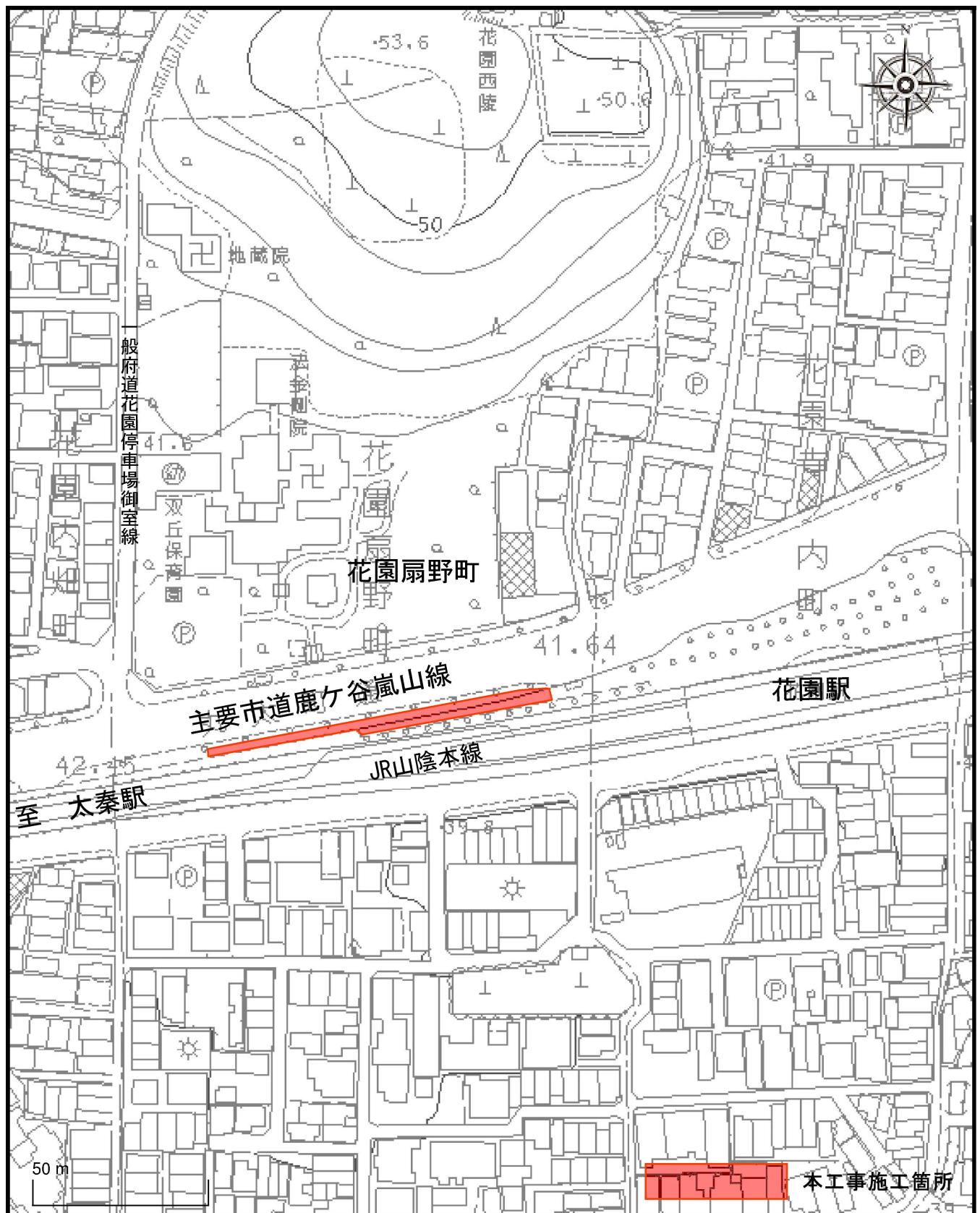
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図



S = 1/1500